

高知市子育て世帯生活支援特別給付金 申請必要書類のチェックシート

※ご注意ください※

申請書等への記入漏れや、必要書類が揃っていない場合等は、給付金の振込みができませんので、申請の前に以下の必要書類が揃っているか、記入漏れがないかどうか等を必ずご確認のうえ、令和5年2月28日（火）までにご提出ください。

- 1 申請書（請求書）
- 2 本人確認書類の写し
（例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、年金手帳、介護保険証等）
- 3 受取口座を確認できる書類の写し
（例：通帳、キャッシュカード等）
- 4 申請者と児童との関係性を確認できる書類

※下記の児童との関係性・監護状況に応じて、必要な書類を提出してください。

ただし、児童手当の現況届の際に提出済みの方で、内容に変更がない場合は必要ありません。
※状況により、下記以外の資料の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

関係性①～④		監護状況	必要書類
①	父母	児童と同居し、かつ生計を同じくしている場合	特になし
		児童と一時的に別居しているが、監護し、かつ生計を同じくしている場合	・対象児童を養育している旨の申立書（「監護・生計同一関係申立書」※窓口にて様式を準備しておりますので、お問い合わせください。）
		留学により海外に居住する児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合	・対象児童を養育している旨の申立書（「監護・生計同一関係申立書」※窓口にて様式を準備しておりますので、お問い合わせください。） ・在学証明書等留学の事実がわかる書類（ただし、外国語で記載されている場合は、翻訳書を添付）
②	未成年後見人	対象児童の未成年後見人となっている場合	・未成年後見人である旨や、対象児童の実親の状況（氏名、存否及び住所）に関する申立書（「子育て世帯生活支援特別給付金の受給資格に係る申立書（未成年後見人）」※窓口にて様式を準備しておりますので、お問い合わせください。） ・対象児童の戸籍抄本（個人事項証明）
③	その他養育者	何らかの理由で父母ではなく養育者が監護し、かつ生計を維持している場合	・対象児童を養育している旨や、対象児童の実親の状況（氏名、存否及び住所）に関する申立書（「監護・生計維持関係申立書」※窓口にて様式を準備しておりますので、お問い合わせください。）
④	里親	対象児童の里親となっている場合	・対象児童が委託されていることを証明する資料

◆ 所得要件が「家計急変」に該当する方は、以下の5・6の書類も追加が必要です。

- 5 簡易な収入（所得）見込額の申立書【家計急変者】
- 6 本人及び配偶者等の収入額がわかるもの（※各個人の分が必要です。）

（例：給与明細、帳簿、年金振込通知書等）

※令和4年1月以降で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した月の任意の1か月分
※収入額でなく、所得額で条件を満たす方で、事業収入又は不動産収入にかかる経費がある場合は、経費の金額が分かる書類（帳簿等）もあわせてご提出ください。

▶申請受付窓口（申請書類の送り先）

〒780-8571

高知市本町5丁目1番45号

高知市役所 本庁舎3階303

子育て給付課 子育て世帯特別給付金窓口

（電話番号：088-821-6515／受付時間：平日8時30分～17時15分）